

## 平成24年度第3回鳥羽市環境保全審議会事項書

日時：平成25年2月20日（水）  
14時00分～16時00分  
場所：鳥羽市役所 本庁舎3F  
市議会 第3委員会室

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

### 3. 報告事項について

- (1) 平成23年度鳥羽市環境保全審議会報告について（資料1）
- (2) 平成24年度公害の種類別苦情件数について（資料2）
- (3) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画について
  - ①平成23年度温室効果ガス排出量について（資料3）
  - ②内部環境監査の報告について（資料4）
- (4) 国内クレジットについて（資料5）

### 4. 審議事項について

鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について（資料6）

## 平成23年度鳥羽市環境保全審議会会議録



日 時：平成24年2月9日（木） 13時30分～15時30分  
場 所：鳥羽市役所 本庁舎3F 市議会 第3委員会室

### 1. 開 会 〔事務局〕

本日は、お忙しい中、環境保全審議会にご出席いただきありがとうございます。

ただいまから「平成23年度環境保全審議会」を開催させていただきます。

それでは、当審議会の開会にあたり、木下副市長よりごあいさつを申し上げます。

### 2. あいさつ 〔副市長あいさつ〕

本日は、お忙しい中、平成23年度鳥羽市環境保全審議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の議題としましては、5点の報告事項と2点の審議事項をご用意させていただきました。特に、審議事項につきましては、皆様のご忌憚のない意見をよろしくお願いいたします。

〔事務局〕

本日の出席委員は、13名中11名で「鳥羽市環境保全審議会規則」第5条第2項に規定する会議の成立要件である、委員の過半数以上の出席がある

ことを報告させていただきます。

### 3. 会長・副会長の選出について〔事務局〕

次に「会長、副会長の選出」でございますが、「鳥羽市環境保全審議会規則」第4条第2項の規定では、会長、副会長は委員の互選によって選出することになっておりますが、いかが取り計らいさせていただきますでしょうか。

（事務局一任の声あり）

それでは事務局より提案いたします。会長に古田正美委員、副会長に大川千恵美委員にお願いしたいと思っております。

ただいま選出されました会長、副会長は、お席のほうへお願いいたします。

それでは、これ以降の審議につきましては、古田会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

〔会長あいさつ〕

ただいま、「会長」に選出されました鳥羽水族館の古田でございます。よろしくをお願いいたします。

地球環境は大変な状況にあると私も思いますし、鳥羽市においても、地球温暖化の影響で年々海水温が高い状況にあり、漁業への影響も危惧されています。

こうした状況の中で、私たちは日頃から環境保全に対する意識を高め行動することが重要であると思っております。

本日の審議会におきましては、「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画の策定」と「海岸漂着物対策」をご審議いただきたいと考えています。

よろしくをお願いいたします。

### 4. 報告事項

#### （1）平成22年度鳥羽市環境保全審議会報告（事務局）〔資料1〕

昨年、平成22年度鳥羽市環境保全審議会にて報告と協議した内容をまとめ、会議録とさせていただきます。

内容的には、①連絡等で寄せられた典型7公害、②平成22年4月に施行された改正省エネ法、③本年度実施した藻場再生事業の計画内容等を報告し、これらについていただいたご意見、ご提案をまとめ、鳥羽市地球温暖化防止実行計画の見直しや地域推進計画の策定の審議内容につ

いて明記をさせていただいております。

## (2) 平成23年度公害の種類別苦情件数(事務局)〔資料2〕

平成23年4月から平成23年12月の期間において、通報等があった事案を記載しております。典型7公害のうち大気汚染2件、水質汚濁1件、その他、後を絶たない不法投棄3件、犬猫関係3件、昨年の猛暑が影響しているのか蜂の駆除が2件でした。

蜂関係のように自然環境により左右され、避けることができない事案は仕方ないとしても、不法投棄等は、故意で行い、悪質なものばかりであることから、撲滅に向け、引き続き、環境パトロールの強化や定期的な啓発活動を実施していく必要があります。

委員：不法投棄の件ですが、自分の土地に、他人にごみを捨てられても自分で処理する必要があるのか。

事務局：自分で処理する必要があります。捨てられない対策が必要です。

委員：改正省エネ法に関して、特定事業者として省エネに取り組んでいるのは市役所以外にどんなところがあるのか。

事務局：大手のホテルなど6件あります。

委員：鳥羽市には蜂を駆除してくれる業者はあるのか。

事務局：1社あります。1社のみを紹介することができないため、タウンページで確認して欲しいと伝えています。

委員：私有地に蜂の巣ができた場合はどうするのか。

事務局：本人に駆除をお願いしています。例外として、所有者がわからない場合や危険な場合は市が業者に依頼して駆除しています。

委員：松尾であった動物の死体や糞尿の不法投棄は悪質ではないか。

事務局：警察と一緒に指導に行ったため、早急に処理した。

## (3) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画について

### ①平成22年度温室効果ガス排出量について(事務局)〔資料3〕

平成22年度温室効果ガス排出量は8,165,528kgです。平成21年度より85,123kg減少しています。平成21年度比に対して0.98%減少しました。

減少した要因は、一般廃棄物1トンあたりにつき廃プラスチック量が48kg減ったこと。つまりごみが減少したことです。

しかし、新しい小学校の建設に伴い、蛍光灯やエアコンの数が増えたことにより平成22年度の電気使用量は平成21年度に比べて

141,409kWh 増えており、また、依然として平成22年度の排出量は基準年度の排出量を上回っている状況にあります。

今後は、CO2 排出量の4割にあたる電気の使用削減に向けて、電源スイッチをこまめに切り、昼休み、未使用の部屋、トイレ、廊下、OA 機器等は、長時間使用しない時は、電気プラグを抜くことや、冷暖房等の温度管理・運転管理を徹底していく必要があります。

#### ②内部環境監査の報告について（事務局）〔資料4〕

鳥羽市地球温暖化防止実行計画を効率的に推進していくには、全職員が着実に取り組みを進めるとともに、取り組み実施における課題、新たな取り組み検討などについて定期的に進行管理を実施していくことが重要であるため、平成24年1月16日～18日の3日間で内部環境監査を実施しました。

#### （4）省エネ診断結果について（事務局）〔資料5〕

公共施設の現状を把握するため、経済産業省より「省エネルギー対策導入指導事業(省エネ診断)」の補助金の交付を受け、工場やビルなどの施設を無料で省エネ診断している(財)省エネルギーセンターに診断を依頼し、その結果により施設ごとの具体的な取り組みを検討しました。

省エネ診断を実施した施設は、市役所（本庁舎）、市民文化会館、清掃センター（焼却施設）、保健福祉センターひだまり、上水道管理センター（水源地）相差浄化センターの6箇所です。

スイッチ類の付近には、省エネ啓発のために、「空調設定温度 冷房28℃ 暖房20℃」「スイッチの消し忘れ注意！！」「無駄な電気は切りましょう！！」の掲示などの経費のかからない取り組みから随時実施し、照明器具の更新など経費がかかっても効果が大きいものについては予算要求していくように内部環境監査で指導しました。

委員：マイ箸の取り組みについては私も取り組んでいるので今後も続けてほしい。

事務局：マイ箸の取り組みはある程度浸透してきたので、今後は職員全員が対象となるマイボトルの取り組みを実施していきたい。

委員：Hf 32W 蛍光器具とLEDとは違うのか。

事務局：Hf はLED に比べて省エネ効果は薄い。

委員：今回の省エネ診断結果を受けて、実際に取り組み予定のものがあるのか。

事務局：本庁舎と市民文化会館の管理は総務課が行っており、来年度に窓ガラスに断熱フィルムを貼り空調負荷を低減することなどを検討している。

委員：窓ガラス以上に屋上の対策がまず必要ではないか。グリーンカーテンなど。外部の人の意見を聞くことが大切である。

委員：本庁舎の屋上に太陽光発電を設置することはできないのか。

事務局：建設課と協議したが、耐震（屋根の強度）を考えるとむずかしいとのこと。

#### (5)「藻場を守り育てる」について（事務局）〔資料6〕

「藻場を守り育てるフォーラム」は漁業だけでなく、CO2 吸収や、酸素供給源、また、魚類の産卵場所となっているなど生物多様性にも深くかかわりのある「藻場」の大切さを多くの方々に知っていただくことを目的にし、海洋環境に主眼をおき、農水商工課と連携して実施した事業であります。

本事業は、おおきく3つの構成に分けて実施しました。

まず7月から8月にかけて、市内5箇所（答志・菅島・国崎・石鏡・浦村）の海域で「藻場」の現状を調べるため事前潜水調査を行いました。

次に10月には藻場と海洋環境に影響を及ぼす海岸漂着物の調査と海藻類の観察を浦村町で実施し、12月にはかもめホールにて130人を超える市民や漁業関係者の参加があったフォーラムを実施しました。

フォーラムでは、これまでの潜水調査、海岸漂着物調査の結果や、「藻場再生」等に取り組んでいる中学生や団体から活動報告、また元シンクロスイマーの武田美保さんや水中カメラマンの古谷千佳子さんをお招きし、海洋環境についてのトークショー等を盛り込みました。

この事業が一時のものでなく、海の大切さを意識づける出発点として、次の事業展開につながっていくよう、努めていきたいと考えております。

事務局：藻場と同じく魚付林も保護する必要がある。魚付林とは森の延長線上に海に魚付林が突き出ている、その下に魚が虫を食べに来ると言われています。

豊かな海は豊かな森からできあがるため、農林水産課と連携して魚付林をクローズアップしていきたい。

委員：魚付林は今もあるのか。

事務局：今でもあります。しかし、今では魚付林は開発の歯止めにはなっていない。

委員：昔は魚付保安林という看板があった。

委員：高度経済成長によりなくなってしまった。開発してしまった。

委員：魚付林の管理状況を調査する必要がある。

事務局：農水商工課と連携していきます。

委員：森を守るためには、地元の木をもっと使う必要がある。

例えば、マキストープに対する補助金を検討すべきである。

海を守るためには、森をもっと守る必要がある。

事務局：森と海きずな事業と連携して検討します。

## 5. 審議事項

(1) 鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画の策定について（事務局）〔資料7〕

庁内検討委員会と事務局で策定した「鳥羽市地球温暖化防止対策地域推進計画（案）」について、平成24年度からスタートする市民会議で再検討する予定です。

本日は、その市民会議のメンバー（案）の内容を審議していただきたいと思います。

委員：地域計画の策定スケジュールは。

事務局：平成24年度から26年度です。平成24年度から市民会議の準備に入ります。

委員：三重県地球温暖化防止活動推進員をもっと増やすべきである。

事務局：県の推進員であり、市でも推薦していきたいです。

委員：県の計画は平成20年度から24年度であるが、2年のずれに問題は無いのか。

事務局：特に問題はありません。鳥羽市としての計画です。

事務局：市民会議のメンバーはこれでよろしいでしょうか。

委員：よろしいです。

(2) 海岸漂着物対策について（事務局）〔資料8〕

平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が施行され、現在、三重県は「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定しております。

木曾岬町から志摩市までの海岸が重点区域で、鳥羽市から志摩市の一部が最重点区域に指定される予定です。

重点区域とは、海岸漂着物の量が比較的多く、重点的に回収・処理の対策を講ずることが必要と考えられる区域で、最重点区域とは、重点区域のうち、海岸漂着物の量が特に多く、回収・処理等の対策が最も必要な区域で伊勢湾の漂着ごみの象徴的な区域です。

伊勢湾での海岸漂着物量の推計調査によると、伊勢湾に面した三重県の海岸の年間漂着物量は約 7,800 t /年と推計され、愛知県を含む伊勢湾全体では、12,000 t /年と推計されました。海外由来のごみの割合は 7.6%で約 886 t /年で、伊勢湾流域内で発生する海岸漂着物発生量は 11,000 t /年と推計されました。地域別では鳥羽市、志摩市が他地域に比べ突出して多く、これらの集積した漂着物は、三重県を起源とするものだけでなく、伊勢湾流域から河川を通じて流出してきたものが漂着したと考えられ、伊勢湾流域全体の問題と捉えなければならぬと考えられます。

県全体で約 8,000 トンの漂着物があり、そのうち約 3,000 トンが答志島周辺に漂着し、約 2,000 トンが答志島を除く鳥羽市の他の海岸に漂着しています。

本計画では、重点区域における県の役割と市町の役割を整理し、最重点区域における回収や処理の方法もまとめています。

計画策定の今後のスケジュールとしては3月末の完成に向けて、2月上旬から1ヶ月パブリックコメントをします。

また、県内5地区でワークショップが開催され、鳥羽市では2月18日に開催されます。さらに、3月11日に「伊勢湾の海岸漂着ごみを流域のみんなで考える会議」が名古屋国際センターで開催され、鳥羽市の海岸漂着物の現状を20分程度報告します。皆様のご参加をお願いします。

委員：以前から漂着ごみ対策には苦労しており、商売ができないときもあった。平成14年と16年が特にひどかった。三重県海岸漂着物対策推進計画ができて非常にうれしい。

事務局：県は今後、この計画に対するパブリックコメントを募集する予定である。

委員：三重県以外の愛知県や岐阜県ではこのような計画書は策定しているのか。

事務局：三重県が一番進んでいる。

委員：最近は港の中にごみを入れないようにするために、港の外にオイルフェンスを張っている。



委員：昔からこのような漂着ごみ問題があったのか。

委員：漁協には平成2年くらいの古い新聞記事や被害状況の写真もある。

委員：この法律を最大限活用する必要がある。漁業だけでなく観光にも影響がある。

事務局：本計画は発生源対策に重点をおいた計画である。ごみを捨てない社会づくりが必要である。

委員：ただ人工物はいいが、自然物が流れてきた場合はどうするのか。

事務局：自然物については、山・川の管理を徹底する必要がある。

委員：主な発生源（ごみ）は何ですか。

事務局：鳥羽の主な発生源は道路に捨てられたポイ捨てごみである。県全体でポイ捨てごみを減らす対策が必要である。

## 6. その他

〔会長〕

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、本日の「環境保全審議会」を終了させていただきます。

長時間にわたり委員の皆さんの貴重な意見を賜りありがとうございました。

〔事務局〕

古田会長さん、大川副会長さんありがとうございました。

また、委員の皆様には、熱心なご審議をいただきありがとうございました。

本日の貴重なご意見等につきましては今後の環境行政に反映したいと思えます。

ありがとうございました。

## 公害の種類別苦情件数

対象期間：平成25年4月～平成26年1月

名称	件数	内容	月日	地区	対応	
典型7公害	大気汚染	0				
	水質汚濁	1	浄化槽の排水について	8月27日	鳥羽	市民より近所のホテルの浄化槽の排水が汚れているので注意して欲しいとの連絡があった。現地確認をしたところ、流れている水はそれほど汚い水ではなく、溜まっている水を見ると少し濁っている状態であった。ホテルの施設管理者に聞くと、5年ほど前に浄化槽の故障で汚れた水が排出されたことがあり、それ以来市民の方が敏感になっている。現在は、適切に管理しているとのこと。
	土壌汚染	0				
	騒音	2	爆音機の騒音について	6月1日	安楽島町	市民より朝から爆音機が鳴って困っているので、回数を減らすように指導して欲しいとの連絡があった。爆音機の所有者に早朝はさけ、回数を減らすように指導した。この地域は猿の被害に悩まされている。
			電車の騒音について	9月28日 10月16日	堅神町	①9月28日 事業所より電車(近鉄)の騒音がひどいので、測定してほしいとの連絡があった。この地域は「準住宅地域」に該当し、騒音規制法では騒音排出基準が55デシベルである。しかし、これは特定施設に対する基準であり、電車には該当しない。 ②10月16日 9/28の段階で複数回測定してほしいとの依頼があり、その日程を調整していたが、何回測定しても基準外のため、事業所に対して再度説明した。事業者は近鉄と協議した経緯があり、市も近鉄へ話をして欲しいとの依頼があったため、13:30に近鉄を訪問し、対策を講じてほしいことを伝えた。 近鉄は10月1日と19日に騒音対策工事を行った。
	振動	0				
	地盤沈下	0				
悪臭	1	側溝の異臭について	7月30日	相差町	自分の家の前の側溝が臭いので何とかして欲しいとの連絡があった。現地確認したところ、生ごみの汚水をポンプアップして側溝に流している旅館があった。その旅館は下水道に接続しているため、汚水を側溝に流すのではなく、下水道を通して処理するように水道課より指導した。	
その他	不法投棄	生活ごみの不法投棄について	4月17日	安楽島町	市民より、自分の土地に生活ごみが捨てられているとの連絡があり、現地確認したところ、捨てた人を特定できる書類があったため、警察に連絡した。警察より厳しく注意がされ、捨てたごみは自分で回収させたとのこと。	
		タイヤの不法投棄について	7月2日	屋内町	市民よりタイヤが捨てられているので、何とかして欲しいとの連絡があった。本来であれば土地の所有者が処理をする必要があるが、名古屋の建設会社であり、対応に時間がかかるため、環境課で回収した。	
		生活ごみの不法投棄について	10月3日	安楽島町	議員より、恐竜化石発見現場に生活ごみが捨てられているとの連絡があり、現地確認したところ、捨てた人を特定できる書類があったため、警察に連絡した。警察より厳しく注意がされ、捨てたごみは自分で回収させたとのこと。この現場は普段からよくごみが捨てられる場所であったが、その後はなくなった。	
			11月22日	浦村町	市民より自分の土地に生活ごみが捨てられているので、何とかして欲しいとの連絡があった。警察と一緒に現地確認したところ、たくさんの生活ごみが捨てられていた。捨てた人を特定することができなくなったため、環境課で回収した。今後は、土地の所有者が入口の施錠や不法投棄禁止の看板を設置すること。また、しばらくの間は警察が巡回してくれることになった。	
		建築廃材の不法投棄について	10月11日	安楽島町	市民より事務所の横の空き地に建築廃材が捨てられているので、何とかして欲しいとの連絡があった。現場確認をしたところ、ストリート瓦などが捨てられており、捨てた人を特定することができなくなったため、環境課で回収した。土地の所有者に連絡し、今後は捨てられないように網を張るなど対策を講じるようお願いした。	
		家電製品等の不法投棄について	12月19日	相差町	議員より海上保安部無線送信所付近に家電製品等が捨てられているので、何とかして欲しいとの連絡があった。現場確認をしたところ、家電製品などが捨てられており、捨てた人を特定することができなかったため、環境課で回収し、看板を設置した。また土地の入口付近にバリケードを設置する予定である。	
	犬猫関係	猫の放し飼いにについて	4月20日	堅子町	町内会長より近所で猫を放し飼いでいるところがあり、その猫がフンを他人の家の庭等にすることで困っているとの連絡があった。以前にも電話があり、啓発チラシを回覧して様子を見ていたが、効果がなかったため、職員2名で放し飼いでいる家を訪問し、注意した。今月中に何とかするという回答であった。後日、町内会長よりたくさんいた猫がいなくなったと連絡があった。	
		猫の餌付けについて	6月5日	松尾町	市民より近所に猫の餌付けをしている人がいるので、注意して欲しいとの連絡があった。その人は、猫を檻で飼っていて、餌をやるときに野良猫が寄ってくるとのことであった。餌猫以外には絶対に餌をあげないように指導した。	
		犬の糞について	6月6日	安楽島町	市民よりある人が犬を散歩させている時に糞をとらないとの注意して欲しいとの連絡があった。その人と連絡を取ることができ、何回か糞を取らなかったことがあったことを認めため、今後は糞の後始末を徹底するように指導した。	
		13				

## 平成23年度 温室効果ガス排出量

調査項目	固有単位	基準年度活動量入力	使用する排出係数	単位	二酸化炭素排出量	単位
燃料 使用 量	一般炭	kg		2.409 kg/kg	0	kg
	ガソリン	L	57,964	2.322 kg/L	134,573	kg
	ジェット燃料油	L		2.463 kg/L	0	kg
	灯油	L	42,795	2.489 kg/L	106,537	kg
	軽油	L	955,441	2.619 kg/L	2,502,536	kg
	A重油	L	21,737	2.710 kg/L	58,899	kg
	B重油	L		2.982 kg/L	0	kg
	C重油	L		2.982 kg/L	0	kg
	液化石油ガス(LPG)	m3	4,774	1.671 kg/m3	7,977	kg
	液化天然ガス(LNG)	kg		2.698 kg/kg	0	kg
都市ガス	m3		2.011 kg/m3	0	kg	
中部電力㈱	kWh	6,691,824	0.473 kg/kWh	3,165,233	kg	
熱の供給量	MJ		0.057 kg/MJ	0	kg	
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)	乾t	671	2695 kg/乾t	1,808,345	kg	
<b>H23年度排出量</b>					<b>7,784,100</b>	kg

△4.7%

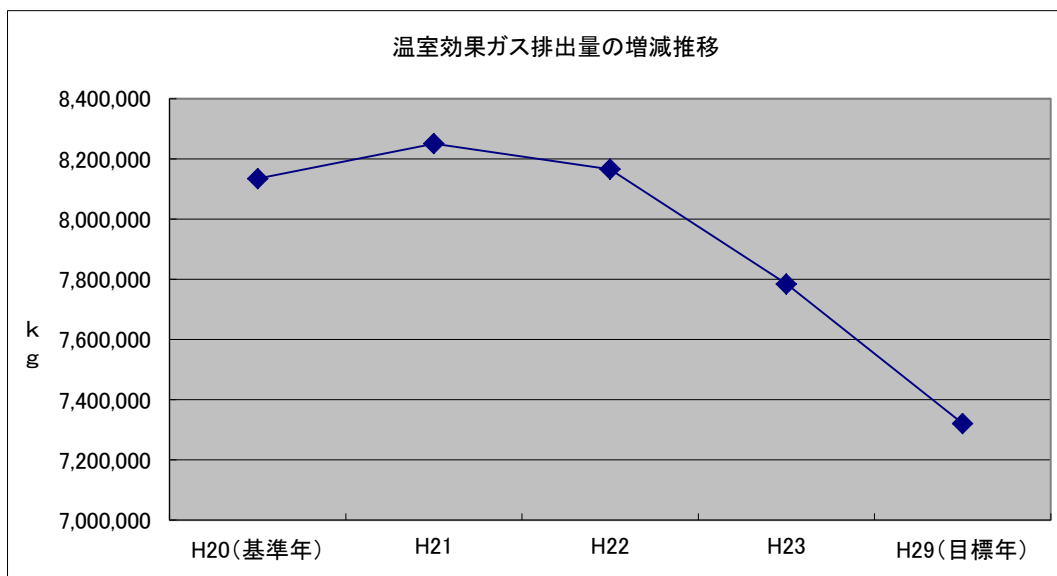
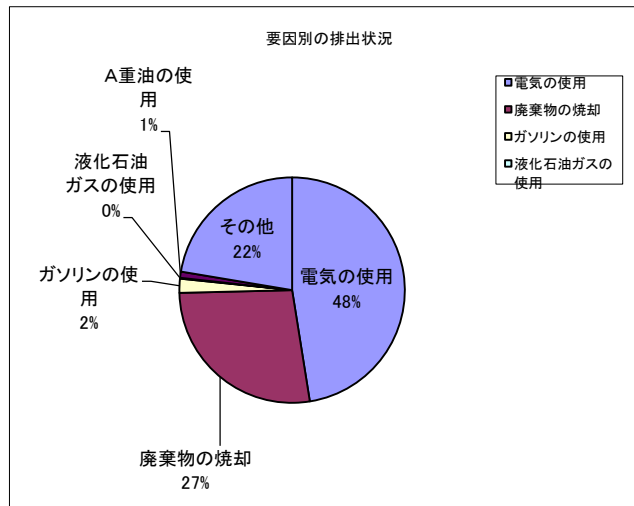
<b>H22年度排出量</b>	<b>8,165,528</b> kg
-----------------	---------------------

<b>基準年度(H20)排出量</b>	<b>8,133,761</b> kg
---------------------	---------------------

## 要因別の排出状況

	二酸化炭素排出量	割合
電気の使用	3,165,233	47%
廃棄物の焼却	1,808,345	27%
ガソリンの使用	134,573	2%
液化石油ガスの使用	7,977	0%
A重油の使用	58,899	1%
その他	1,491,021	22%
合計	6,666,048	1

電気の使用、廃棄物の焼却、ガソリンの使用の合計	77%
-------------------------	-----



## 内部環境監査 報告書

実施日：平成25年1月21日～23日

対象：全課

### 1. 平成24年度エネルギー使用量集計表の記入状況について

#### ①エネルギー使用量集計表について

- ・集計表を記入する際には、前年度の同月と比較する。増加している場合は原因を究明し、その内容を朝礼で周知するように指導した。

#### ②地球にやさしい日（第2火曜日）等の取組表について

- ・クリーンデー（庁舎周辺ごみ拾い）については、最低ひとり1回は参加するように指導した。
- ・エコ通勤については、普段車で通勤している人に自転車やバス等を利用するように指導した。
- ・エコノー残業デーの取り組みについては、残業することによって電気代等が発生するので、徹底するように指導した。
- ・昼休みの消灯については、窓口業務がある課においても入り口の照明のみを付け、奥の照明は消灯するように指導した。

### 2. 温室効果ガス排出量の削減に向けた対策方法について

- ・年間の排出量が前年より増加している課については、削減に向けた対策を徹底するように指導した。

### 3. 内部環境監査チェック表について

- ・パソコンの待機電力を削減するため、各課においてスイッチ付テーブルタップを購入し利用を徹底するように指導した。（入庁時にスイッチを入れ、退庁時にスイッチを切る。）

※環境課・監査事務局・会計課・消防本部は既に購入済み。

### 4. 地球温暖化防止地域推進計画について

- ・現在、鳥羽市全体が取り組む地球温暖化防止対策地域推進計画の策定準備を進めていることを周知し、鳥羽水族館や戸田家では徹底した取り組みをしていることを紹介した。鳥羽市役所も他の事業所や市民の見本になれるように取り組みを徹底するように伝えた。

## 内部環境監査 チェック表

実施日：

課 名：

監査員名：

### 取組のための実施事項

市では、鳥羽市地球温暖化実行計画の基本方針に沿って、温室効果ガスの抑制を効果的に推進するため以下のとおり具体的な取り組みを実施する。

#### 1. 温室効果ガスの排出抑制

##### (1) 新エネルギーの導入推進

内 容	結果
①施設建設の際は、環境負荷の少ない新エネルギー（太陽光発電、風力発電など）の導入を検討する。	
②既存の施設についても太陽光発電装置及び太陽熱温水器の利用を推進する。	

##### (2) 省エネルギーの推進

内 容	結果
①電源スイッチをこまめに切る。（昼休み、未使用の部屋、トイレ、廊下、OA機器等）また、卓上OA機器等は、長時間使用しない時は、電気プラグを抜く。	
②冷暖房及び浴槽の温度管理・運転管理を徹底する。	
③不要なアイドルリングをやめる。	
④電気・OA機器等を導入する際は、省エネ型の機種等とする。	
⑤公用車のクリーンエネルギー自動車（ハイブリッド、天然ガス、電気、燃料電池自動車など）の導入を積極的に検討する。	

##### (3) 環境負荷の小さいエネルギーへの転換の推進

内 容	結果
①施設改修の際は、環境負荷の小さいエネルギーに転換する。	

## 2. 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の吸収浄化

### （1）緑化の推進

内 容	結果
①公共施設において、ゴーヤ、アサガオ、ヘチマ等の植栽（グリーンカーテン）を行う。	
②空き地等に花を植栽し、花の育成・管理を適正に行う。	

## 3. 資源循環の推進

### （1）省資源の推進

内 容	結果
①両面コピー、印刷、片面使用済の事務用紙の使用を徹底する。	
②庁内情報システムの活用を徹底し、紙の使用を削減する。	
③洗面所、湯沸かし器、トイレ等の水を使用する際、節水を徹底する。	
④事務用品等の購入又は印刷物等及び工事等を行う際、環境等ラベリング製品（再生材、再生品等）を利用できるときは、全て使用する。	

### （2）廃棄物の減量・資源化の推進

内 容	結果
①庁舎内などの発生するごみ（紙類を含む。）の分別を徹底し、廃棄物の減量資源化を進める。	
②コピー機、プリンターの使用済みトナーの業者回収を徹底し、OA機器の廃棄の際、委託業者による廃棄物の回収を徹底する。	
③工事等から発生する廃棄物の減量化及び資源化を推進する。	
④工事、除草、剪定等により発生する草木類等の資源化を検討し、廃棄物の資源化を進める。	
⑤市民が生ごみを処理した堆肥について、有効利用の方法を検討し、生ごみの資源化を進める。	
⑥市民の生ごみ堆肥化機器購入の助成を行い、堆肥化を進める。	
⑦グリーン購入の積極的な推進を進める。	

## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 総務課 ）

調査項目	単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法
使用電力量	kWh	169,067	148,419	-20,648	本庁舎	
燃 料 使 用	ガソリン	L	4,140	-458	課内公用車	
	灯油	L				
	軽油	L				
	A重油	L				
	B重油	L				
	C重油	L				
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>				
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量	t					
（うち廃プラスチック量）	t					

## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 市民文化会館 ）

調査項目		単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法
使用電力量		kWh	399,373	377,400	-21,973	市民文化会館	
燃料 使用	ガソリン	L					
	灯油	L					
	軽油	L					
	A重油	L	21,000	20,300	-700	市民文化会館	
	B重油	L					
	C重油	L					
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>	56.1	39.0	-17.1	市民文化会館	
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量		t					
	（うち廃プラスチック量）	t					



## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 農水商工課 ）

調査項目	単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法	
使用電力量	kWh	36,361	48,132	11,771	課内、水産研究所、園芸センター		
燃 料 使 用	ガソリン	L	5,096	5,887	791	課内公用車	
	灯油	L	400	777	377	水産研究所、園芸センターのストーブ	
	軽油	L					
	A重油	L					
	B重油	L					
	C重油	L					
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>					
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量	t						
（うち廃プラスチック量）	t						

## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 観光課 ）

調査項目	単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法
使用電力量	kWh	13,317	10,772	-2,545	公衆トイレ（8ヶ所）	
燃 料 使 用	ガソリン	L	786	-77	課内公用車	
	灯油	L				
	軽油	L				
	A重油	L				
	B重油	L				
	C重油	L				
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>				
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量	t					
（うち廃プラスチック量）	t					

## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 建設課 ）

調査項目	単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法	
使用電力量	kWh	147,330	131,544	-15,786	市内公園		
燃 料 使 用	ガソリン	L	5,375	5,048	-327	課内公用車	
	灯油	L					
	軽油	L	317	487	170	課内（ダンプ）	
	A重油	L	1,188	952	-236	鳥羽ポンプ場	
	B重油	L					
	C重油	L					
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>					
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量	t						
（うち廃プラスチック量）	t						

## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 市民課 ）

調査項目		単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法
使用電力量		kWh	81,556	77,127	-4,429	各連絡所	
燃 料 使 用	ガソリン	L	1,299	1,223	-76	課内公用車（3台） ※うち集中管理（2台）	
	灯油	L	120	78	-42	加茂連絡所	
	軽油	L					
	A重油	L					
	B重油	L					
	C重油	L					
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>	34	17	-17	若竹集会所、神島連絡所 坂手連絡所	
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量		t					
（うち廃プラスチック量）		t					

## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 環境課 ）

調査項目		単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法
使用電力量		kWh	1,592,118	1,484,509	-107,609	清掃センター 離島ストックヤード	
燃 料 使 用	ガソリン	L	3,177	4,589	1,412	課内公用車、清掃センター	・H23年度は緊急雇用事業で毎日パトロールをしていたため。
	灯油	L	27,420	28,948	1,528	堅神火葬場	・年々火葬の件数の増加しているため。
	軽油	L	16,878	14,088	-2,790	清掃センター	
	A重油	L	707	435	-272	清掃センター	
	B重油	L					
	C重油	L					
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>					
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量		t	8,804	8,602	-202		
（うち廃プラスチック量）		t	687	671	-16		

## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 健康福祉課 ）

調査項目	単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法
使用電力量	kWh	651,091	697,065	45,974	課内、各保育所・診療所	
燃 料 使 用	ガソリン	L	12,997	12,935	-62	課内公用車 移送ボランティア
	灯油	L	7,204	7,037	-167	各保育所・診療所
	軽油	L			0	
	A重油	L				
	B重油	L				
	C重油	L				
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>	4,440	4,548	108	各保育所の調理室
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量	t					
（うち廃プラスチック量）	t					

## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 税務課 ）

調査項目	単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法
使用電力量	kWh					
燃 料 使 用	ガソリン	L	1,050	655	-395	課内公用車
	灯油	L				
	軽油	L				
	A重油	L				
	B重油	L				
	C重油	L				
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>				
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量	t					
（うち廃プラスチック量）	t					

## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 教委総務課 ）

調査項目		単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法
使用電力量		kWh	808,594	728,716	-79,878	課内、市内小中幼	
燃 料 使 用	ガソリン	L	1,360	1,491	131	課内、市内小中幼（公用車）	
	灯油	L	3,681	3,879	198	課内、市内小中幼（ストーブ）	
	軽油	L	5,778	5,937	159	弘道小、かもめ幼（スクールバス）	
	A重油	L					
	B重油	L					
	C重油	L					
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>					
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量		t					
（うち廃プラスチック量）		t					



## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 教委学校教育課 ）

調査項目	単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法	
使用電力量	kWh	66,039	52,081	-13,958	中央調理場		
燃 料 使 用	ガソリン	L	2,085	2,056	-29	課内・中央調理場（公用車）	
	灯油	L					
	軽油	L	1,340	1,341	1	中央調理場（公用車）	
	A重油	L					
	B重油	L					
	C重油	L					
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>					
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量	t						
（うち廃プラスチック量）	t						

## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 教委生涯学習課 ）

調査項目		単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法
使用電力量		kWh	281,258	268,302	-12,956	各公民館、コミュニティセンター 図書館、体育館、市営プール 野球場	
燃 料 使 用	ガソリン	L	1,247	951	-296	課内公用車	
	灯油	L	17	0	-17	旧広野邸	
	軽油	L					
	A重油	L					
	B重油	L					
	C重油	L					
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>					
バッチ燃烧式焼却炉での焼却量		t					
（うち廃プラスチック量）		t					

## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 水道課 ）

調査項目	単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法
使用電力量	kWh	2,689,821	2,510,386	-179,435	岩倉水源地	
燃 料 使 用	ガソリン	L	2,933	3,396	463	課内
	灯油	L				
	軽油	L				
	A重油	L	50	50	0	岩倉水源地
	B重油	L				
	C重油	L				
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>		41		
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量	t					
（うち廃プラスチック量）	t					

## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 定期船課 ）

調査項目		単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法
使用電力量		kWh	80,891	80,635	-256	課内、各待合所	
燃 料 使 用	ガソリン	L	358	527	169	課内公用車	
	灯油	L	376	0	-376	各待合所	
	軽油	L	502,610	931,316	428,706	課内、フォークリフト	
	A重油	L	464,260	0	-464,260		
	B重油	L					
	C重油	L					
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>					
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量		t					
（うち廃プラスチック量）		t					

## 温室効果ガス排出量の比較と対策

課名（ 消防本部 ）

調査項目	単位	平成22年度	平成23年度	増減	使用する場所	対策方法	
使用電力量	kWh	77,143	76,736	-407	消防庁舎		
燃 料 使 用	ガソリン	L	15,195	14,961	-234	消防車両	
	灯油	L	2,163	2,076	-87	シャワールーム	
	軽油	L	3,002	2,272	-730	消防車両	
	A重油	L					
	B重油	L					
	C重油	L					
	液化石油ガス（LPG）	m <sup>3</sup>	135	129	-6	給湯	
バッチ燃焼式焼却炉での焼却量	t						
（うち廃プラスチック量）	t						

平成 24 年 12 月 26 日

鳥羽志摩記者クラブ 様

教育委員会、環境課  
(中部経済産業局と同時発表)

## 株式会社戸田家と教育委員会において

### 「鳥羽・学校おひさまクレジット事業」が始まります！

「鳥羽・学校おひさまクレジット事業」とは、教育委員会が学校等の太陽光発電によるCO<sub>2</sub>排出削減量をとりまとめ、国内クレジット制度を活用して、株式会社戸田家が買い取り環境に配慮した活動に活用する事業です。

11月30日(金)開催の第28回国内クレジット認証委員会において、「鳥羽・学校おひさまクレジット事業」は国内クレジット制度の排出削減事業計画として承認されたのでお知らせします。

**学校等の太陽光発電設備に係る国内クレジット制度の活用は、県内市町初の取り組みとなります。**

#### 1. 「国内クレジット制度」とは

大企業等による技術・資金等の提供を通じて、中小企業等が行ったCO<sub>2</sub>排出削減量を国内クレジットとして認証し、自主行動計画の目標達成やカーボン・オフセット等に活用できる制度です。

※自主行動計画とは、京都議定書目標達成計画に基づき、日本経団連傘下の個別業種等が策定した個別業種単位でのCO<sub>2</sub>排出削減計画です。

#### 2. 「鳥羽・学校おひさまクレジット事業」とは

市では、平成12年度より学校等に太陽光設備を設置しており、現在は合計で9公共施設になっております。

今回の国内クレジット制度の対象となるのは、安楽島小学校、弘道小学校、鳥羽東中学校、加茂中学校、かもめ幼稚園、加茂小学校の6施設です。



本制度の対象期間は、平成22年9月から平成25年3月までで、総削減量は100tの予定です。クレジット価格が1000円/t-CO<sub>2</sub>で換算すると、約10万円の環境価値となります。この対象期間の削減量を株式会社戸田家に全量買い取っていただけることになりました。

市としては、新たな自主財源の確保と環境先進都市の実現のため、株式会社戸田家と協力し、CO<sub>2</sub>削減に努めていきたいと考えています。

お問い合わせ先：鳥羽市役所環境課 0599-25-1147 (内線 212)